

湖西市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

【改定の要旨】

被保険者間の保険税負担の公平の確保と中間所得者の負担軽減を図るため、令和4年3月末までに地方税法施行令が改正される予定です。

この改正により、国民健康保険税の課税限度額は、基礎課税分が「63万円」から「65万円」、後期高齢者支援金分が「19万円」から「20万円」へ引き上げられる予定です。

本市においても、地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額を改正する予定です。

施行期日 令和4年4月1日

【保険税率等】

国民健康保険税の区分		令和3年度	令和4年度
所得割	基礎課税分	4.9%	※ 5.6%
	後期高齢者支援金分	1.8%	※ 2.0%
	介護納付金分	1.5%	※ 1.7%
資産割	基礎課税分	12.1%	※ 廃止
	後期高齢者支援金分	2.0%	
	介護納付金分	2.0%	
均等割	基礎課税分	26,600円	26,600円
	後期高齢者支援金分	9,600円	9,600円
	介護納付金分	9,600円	※ 15,000円
平等割	基礎課税分	21,800円	21,800円
	後期高齢者支援金分	7,200円	7,200円
	介護納付金分	7,800円	※ 廃止
課税限度額	基礎課税分	63万円	<u>65万円</u>
	後期高齢者支援金分	19万円	<u>20万円</u>
	介護納付金分	17万円	
	合計	99万円	<u>102万円</u>

※令和4年度は、資産割と介護納付金分の平等割廃止に伴う税率改正あり

(令和4年4月1日施行：令和3年3月湖西市議会定例会にて可決済)